随意契約事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 一般財団法人大阪府タウン管理財団 | 泉ヶ丘地区センター清掃業務委託（平成24年度60,480,000円、平成25年度59,314,500円）については、平成24年度中に駅北エリア、平成25年度中に駅南エリアの売却が予定されており、長期継続契約が不可能であることを理由として、平成23年度まで長期継続契約を結んでいた既存業者との間で単年度の随意契約が締結されていたが、当該業務は、単年度業務として競争入札を行うことも可能であることから、不適切な随意契約である。 | 【是正を求めるもの】随意契約を締結する場合は、規程の趣旨に基づいて適正な事務処理を行われたい。【一般財団法人大阪府タウン管理財団会計規程】（随意契約）第56条　次の各号に該当する場合は、競争入札によらず随意契約により契約を締結することができる。(1)　（略）(2)　不動産の買入れ又は借入れ、この法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。（以下略） | 平成27年度より、財団内の会計事務に関する検査、指導を行っている。資産売却等を進めている施設の各種管理に係る業務委託契約については、売却時期等を考慮しつつ、原則単年度でも競争入札とした。 |